

# 第9回家畜衛生委員会・公衆衛生委員会の会議概要

**I 日時** 平成22年3月23日(火) 13:30～17:00

**II 場所** 日本獣医師会・会議室

## III 出席者

### 【家畜衛生委員会】

委員長 榛葉雅和	日本獣医師会理事
宇野洋一	神奈川県獣医師会理事 (宇野獣医科医院院長)
大江正人	山口県獣医師会理事 (大江家畜診療所院長)
久利俊二	香川県獣医師会 (香川県畜産試験場場長)
鈴木 博	東京都獣医師会 (東京都家畜保健衛生所課長補佐)
武隈俊和	北海道獣医師会理事 (北海道石狩家畜保健衛生所所長)
新田正憲	富山県獣医師会 (富山県配合飼料価格安定基金協会常務理事)
函城悦司	兵庫県獣医師会 (株式会社微生物化学研究所参事)
丸山 崇	全国家畜衛生職員会顧問 (株式会社中部衛生検査センター所長)
(欠 席)	
手塚博愛	鹿児島県獣医師会 (鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会事務局長)

### 【公衆衛生委員会】

委員長 森田邦雄	日本獣医師会理事
勇 孝徳	愛媛県獣医師会理事 (愛媛県動物愛護センター所長)
廉林秀規	全国公衆衛生獣医師協議会会長 (東京都福祉保健局健康安全部食品監視課課長)
長濱伸也	大阪府獣医師会理事 (大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課総括主査)
西村耕一	福岡県獣医師会理事 (福岡県食肉衛生検査所所長)
丸山総一	神奈川県獣医師会 (日本大学生物資源科学部教授)
宮上禎肇	北海道獣医師会理事 (北海道八雲食肉衛生検査所所長)
八木幸隆	石川県獣医師会副会長
(欠 席)	
伊澤史隆	鳥取県獣医師会 (鳥取県食肉衛生検査所次長)
松岡隆介	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課課長補佐

### 【農林水産省】

吉田和弘	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
------	-------------------------

#### IV 議 事

- 1 第8回家畜衛生委員会・第8回公衆衛生委員会の協議結果（報告）
- 2 今期委員会の検討内容（協議）

人と動物の共通感染症対策における家畜衛生と獣医公衆衛生分野の連携推進の在り方（公務員獣医師確保対策を含む。）など

#### V 会議概要

榛葉委員長が座長となり次のとおり議事を進行された。

##### 1 第8回家畜衛生委員会・第8回公衆衛生委員会の協議結果（報告）

事務局から、平成21年10月21日開催の第8回委員会においては、①職期別部会の運営等、前期委員会の取りまとめと対応の経過等が説明され、今期委員会の検討内容について、農林水産省担当官から獣医事審議会計画部会公務員分野ワーキンググループの検討状況について説明を受けた後、人と動物の感染症における連携、生産現場での疾病発生情報と畜検査結果の情報提供、家畜衛生部門と公衆衛生部門の人事交流、学生の誘導等について意見交換がなされた。②取りまとめとして、報告書の原案作成の担当は、家畜衛生委員会の鈴木委員、公衆衛生委員会の松岡委員とする。次回までに各委員から自治体における大学での説明会の実施状況等の資料提出を依頼し、今後、さらに検討テーマを議論することとされた旨の報告が行われ、了承された。

##### 2 今期委員会の検討内容（協議）

**人と動物の共通感染症対策における家畜衛生と獣医公衆衛生分野の連携推進の在り方（公務員獣医師確保対策を含む。）など**

- (1) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課の吉田和弘課長補佐から、前回委員会の報告以降の経過として、このたび獣医事審議会計画部会の各ワーキンググループから提出された報告書の内容を踏まえ、獣医療の基本方針（案）を取りまとめ、3月17日の計画部会で同案は概ね承認をいただいた。今後、パブリックコメントを行った後、意見を取りまとめた段階で計画部会を開催し、最終の答申とした上で、5月に新たな基本方針として公表する予定である旨が説明された。
- (2) 続いて、各委員から地元自治体における獣医学系大学生誘導の取り組み、さらに全国公衆衛生獣医師協議会での自治体におけるインターンシップ制度の調査、日本大学における自治体等職員説明会のアンケート調査結果等について説明がなされた後、丸山委員から、大学教育者の立場からの報告として、現在、獣医学教育の国際化、平準化のためのコアカリキュラムを作成中であり、その概要を日本獣医学会学術集会で発表する予定である。また、先月、大学教育サイドの日本獣医学会公衆衛生分科会、獣医公衆衛生教育研修協議会と行政サイドの全国公衆衛生獣医師協議会が会合をもち、

今後、ワーキンググループを立ち上げ、公衆衛生教育の充実強化について検討することとした。さらに獣医公衆衛生教育研修協議会では、公務員獣医師の不足に関する厚生労働省の担当課長講演の機会を設けたり、次の日本獣医学会学術集会では、徳島県の職員から不足する公務員の現状と対策について、地方からの提言としての講演予定している。なお、日本大学では、1月に公衆衛生獣医師協議会会長に獣医公衆衛生行政の講義をしていただいたが、今後、学生に現場の実体験を伝え、認識を高めてもらいたいと考えている旨説明され、次のとおり意見交換が行われた。

ア 獣医学系大学生誘導の取り組み（公務員獣医師の処遇改善状況を含む）

- (ア) 東京、神奈川等、都市部の自治体では比較的応募も多く、大学の立地が都市部に多いことも応募状況に影響しているものと思われる。
- (イ) 東京都では、地元の出身者の応募が多いが、地方出身者も大学の近くに就職したいという傾向がある。応募は多いが、一部には採用しても辞退する者もいる。なお、離島勤務については、面接試験の際は赴任するというが、入庁してから断る例が多い。
- (ウ) 日本大学の学生は、ほとんどが関東近辺の出身者であるが、北里大学の半数の学生も関東の出身者であるという。青森県の職員が本学に採用の説明に来て、地元出身者は全学年で1名という状況である。
- (エ) 大阪府は既卒者の応募が多い。学生は小動物臨床志向が強いが、卒後、動物病院等での経験を経て、安定性等の将来も考慮し、公務員へ転職する事例もある。獣医学系大学の学生は都市部の出身者が多い。都市部であれば、通勤も便利で、大阪府も関西圏の出身者を採用しやすく、大阪の出身者も地元近くでの就職を望んでいる。
- (オ) 兵庫県では、県内の出身者が卒後、自治体へ勤める事例が多い。一方で、小動物臨床からの転向もある。農業共済組合連合会では、大動物臨床を志望する酪農学園大学等の学生に対して地元で就業するよう誘導に取り組んでいる。
- (カ) 愛媛県では地元出身者より関東の出身者の応募が多い。四国に既存の大学を移転してくれば問題は解決すると思われるが、教育の質の面からも大学の新設には賛成しきれない。現状では、職員がコネクションを使って学生一人一人に個別に当たっている。一方、小学生に対して動物管理センターで獣医師体験教室を実施し、その際、パネル等で獣医師の職種を紹介している。特に高学年の児童に対しては、公務員の必要性を説明する必要がある。
- (キ) 学生誘導には、獣医学系大学の入学募集の時点からの対策が必要である。例えば大学に地域枠のようなものを設け、各地域で公平に獣医師の採用が確保できるような方法を検討すべきである。入学の段階で各地域において必要と思われる職域別の人数を割り振る等して、大学と連携した公務員への誘導システムを構築する。このままでは都市部では余り、地方では足りないという状況が進む。
- (ク) 日本獣医師会では、私立獣医科大学協会等に、大学での地域入学優先枠の設置を要望している。現在、大学全体の教育の質の向上を中心に議論しているが、将来的には検討することと思われ、私立大学の取り組みで活路は見いだせると考える。
- (ケ) 例えば全体として成績の優秀な学生から順に合格させ、その他、獣医師の不足する

- 地域の学生を合格させる等、入口で一定の職域の獣医師を確保するようなシステムの構築は可能であるが、教育の均等性、公平性を確保することを念頭に置く必要がある。
- (コ) 北海道の農業の育成を目的に設立された酪農学園大学では、獣医学科に地域推薦枠を設けていたが、受験生のレベルが全体的に上がり、そのレベルに達しない地元の出身者の入学を認めることは公平性に欠けることとなり、本制度は中止となった経緯がある。
  - (ク) 高校生に対する獣医学への誘導対策は、地方獣医師会が主導となって実施すべきである。岩手大学では東北の高校生を集めて、大学の説明会を実施しているが、公務員獣医師は地元獣医師会に入会し、地元の優秀な高校生へ情報を提供する等して、獣医師会が誘導を後押しすると良い。
  - (シ) 多くの高校生は、大学受験時の面接の際、小動物の診療に就きたいと答える。高校生が一番身近に感じるのは小動物診療と思われるが、日本大学の自治体説明会のアンケート結果にあるように、多くの学生が入学した時点で公務員獣医師の職務を理解していない。これは大学側にも責任はあるが、早い時期にこのような職域について認識させる必要がある。
  - (ス) 修学資金制度を休止した自治体もあるが、これは入り口論にも関係する。まず、魅力のある職場とするような取り組みを推進すべきである。
  - (セ) 大学では少子化を考慮するとともに、新たに魅力あるカリキュラムを導入する等の対応が必要である。現状では公衆衛生部門は、公衆衛生学のみに限られているが、積極的に地元の食肉衛生検査所等の職員を派遣する等して公衆衛生獣医師の業務を認識させるようなカリキュラムを作成すべきである。一方、家畜保健衛生所等に実習に来る学生も、家畜衛生分野も畜産学として、実際の畜産を学んでいないという状況もある。
  - (ソ) 出口論として、獣医師会が地元自治体に働きかけ、さらに自治体が大学へ働きかけることが重要である。入口論で高校生に説明しても理解は難しい。まず、「やりがいのある職種」、「自治体の待遇改善への積極的な取り組み」、「国民があこがれる職種」の3つの条件を整えた後、入口論を検討すべきである。
  - (タ) 自治体におけるインターンシップについては、必要性を認識して、制度として実施したり、要望により個別に受け入れている自治体は多いが、実績は少ない。インターンシップを授業単位として取り入れている大学もあり、相互連携しての推進が重要である。
  - (チ) 日本大学の行った自治体の合同説明会は、自治体職員が何度も行き来しなくても済むよう、大学間で日程を調整する必要がある。例えば、日本大学、麻布大学、日本獣医生命科学大学等が説明会を連携開催することが効率的である。また、年次大会等、多くの学生が参加する学会の基調講演等で説明することも重要である。
  - (ツ) 香川県では、東京大学の博士課程修了者を中途採用したが、初任給決定については、博士課程の号給換算は正規の修学年数（4年）に限り10割以下と定められており、現状は10割で換算しているが、4年を超える期間については、2割5分換算して号給が決められる。

- (テ) 初任給調整手当については、近年、新設、増額した自治体もあるが、新規採用に際しての明確な効果は見えていない。
- (ト) 北海道では、初任給調整手当等待遇改善について、獣医師会が中心となり、行政内部、組合ともに要望し、実現した。
- (チ) 福岡県では、全国公衆衛生獣医師協議会、家畜衛生職員会が獣医師会に要望を上げ、それを獣医師会で一括して人事へ要望している。

## イ 人と動物の共通感染症対策における連携推進の在り方

- (ア) 鳥インフルエンザの危機管理、食中毒原因菌対策は、生産現場と公衆衛生分野の連携が重要であり、発生時連携等の現状のレベルとして技術的な論議は必要である。
- (イ) 鳥インフルエンザ発生の連携課題は医療面であり、防疫対応に当たるための健康管理等、マニュアルで健康診断を義務付けているが、その体制が円滑に作れず、人員が限られてしまう等の事例はある。宮崎での発生の際、各県の家畜防疫員が手伝い、獣医師の不足はなかった。また県外の公衆衛生で働く獣医師との連携の議論もない。兵庫県、京都府等での発生の際は、机上演習もなく、十分な協議がされていなかったが、その後、何回か経験を積んでおり、特段の問題はないものと思われる。
- (ウ) 疾病の診断基準については、生産段階の家畜伝染病予防法と廃棄する段階のと畜場法とに差があり、特に疾病が確認された際、製品回収する起点の問題等は、家畜疾病の検査自体に影響を及ぼすこととなる。
- (エ) 家畜伝染病予防法においては、様々な検査をして総合的に疾病を決定するが、神奈川県でヨーネ病が発生した際、食品衛生の観点から採材の時点にさかのぼって回収するという対応であったため現場では大変戸惑った。急性伝染病、慢性伝染病等の様々な場合があり、これは整理する必要がある。獣医学的知識、技術に基づき双方が歩み寄った判断をすべきである。
- (オ) 現在、世界が狭くなり、人の健康も動物の健康も同一である、「One Health」という考え方が広がりつつある。同様に行政の中で家畜衛生、公衆衛生を分離していることに問題がある。各県の家畜保健衛生所、動物管理センター等を共通感染症のセンターとして活用すると良い。
- (カ) アメリカのように生産からと畜まで一連の流れを一つの行政が管理すべきである。行政が二分していると、緊急時等の対応には多大な時間を要す。現在、と畜検査成績の生産現場へのフィードバックは個人情報保護の関係で、自治体での対応が統一されておらず、農林水産省で事業化しても機能していない状況である。
- (キ) 食肉に関する疾病対策と病原対策、特にカンピロバクター、サルモネラ、抗生物質残留等の対応は生産サイドと共に行うべきである。
- (ク) 現場の出先機関についても、本署の指示を受けた事項のみ従うのではなく、必要な取り組みが迅速に対応できるよう、行政の縦割りを排した体制づくりが必要である。
- (ケ) 大阪府の家畜保健衛生所は、家畜衛生と動物由来感染症監視センターという名称とする二枚看板の構想があった。現在、保健所についても、二枚看板として保健福祉センター等に名称が変わってきており、各自治体が現状の枠の中で対応することが望ま

しい。

(㉓) 大阪府内の家畜数は少なく、家畜衛生の取り組みに限界がある中で、将来を見据え、2カ所の家畜保健衛生所と1カ所の病性鑑定室を統合し、来年度、大阪府家畜保健衛生所を設置予定である。なお、関西空港の出入り口にある、大阪府立大学獣医学科と動物由来感染症対策等の連携ができるよう、大学に隣接して設立される。

また、大阪府では、厚生労働省の関係事業である動物由来感染症対策検討会を立ち上げ、家畜保健衛生所も人と動物の共通感染症のサーベイランス業務にも取り組んでいる。動物園で鹿の結核が発生した際、家畜衛生も、動物愛護も同課にあるため、連携は大変容易であった。

(㉔) 公衆衛生担当者は、家畜伝染病予防法の知識がなく、家畜衛生担当者は、食品衛生法、感染症法の知識が少ない。と畜検査成績の生産現場への還元にしても、同じ獣医師ながら家畜衛生の病理担当は、使用している疾病の名称が異なっている。今後、テーマをもって相互に話し合う場があれば、課題は具体的に進展するものと思われる。

(㉕) 犬のブルセラは、公衆衛生では問題はないが、家畜伝染病予防法では届出の必要がある。このような場合、家畜衛生、公衆衛生の双方に齟齬が生じないようにすり合わせをする必要があり、このような理由をもって報告書に一つの部署で対応する方向が良い旨記載する。次回は、公衆衛生、家畜衛生が相互に臨むことを議論すると良い。

(㉖) 今期、合同委員会とした意義からも、公衆衛生、家畜衛生と二分している時代ではなく、獣医学を必要とする行政として括り、対応することを提案すべきである。また、行政における獣医学を必要とする分野を獣医学教育に取り込む必要性とともに、人の健康を守る公衆衛生に生産現場はどのように協力すべきか。畜産振興のために公衆衛生は何をすべきか。相互連携の在り方を含め、将来の大きな方向性を打ち出すと良い。

## VI まとめ

榛葉委員長から、以下のとおり確認された。

(1) 報告書については、本委員会の議論を踏まえ、家畜衛生委員会の鈴木委員、公衆衛生委員会の松岡委員に骨子を作成願い、次回委員会でテーマを絞り込みながら、骨子の内容について検討する。

(2) 次回委員会は、7月以降に開催する。